

## 狛江市子育てポータルサイトにおけるバナー広告の掲載に関する取扱基準（平成29年9月15日市長決裁）

最終改正:令和6年3月26日市長決裁

改正内容:令和6年3月26日市長決裁 [令和6年4月1日]

○狛江市子育てポータルサイトにおけるバナー広告の掲載に関する取扱基準

平成29年9月15日市長決裁

### 改正

令和2年3月31日市長決裁

令和3年5月17日市長決裁

令和6年3月26日市長決裁

狛江市子育てポータルサイトにおけるバナー広告の掲載に関する取扱基準

（目的）

**第1条** この基準は、狛江市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成17年要綱第84号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、狛江市子育てポータルサイト（以下「こまえ子育てねっと」という。）におけるバナー広告（以下「バナー広告」という。）に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（広告の規格等）

**第2条** 要綱第5条及び要綱第6条に規定する広告の規格等は、次のとおりとする。

（1）規格

大きさ	縦64ピクセル・横160ピクセル
データ量	4キロバイト以内
データ形式	G I F形式（アニメーションG I Fは不可）

（2） 広告掲載位置及び掲載枠数 広告の掲載位置は、こまえ子育てねっとのトップページの最下部に10枠とする。

（3） 広告掲載料及び掲載期間 広告の掲載料は、1枠当たり月額15,000円とし、1月単位で、1回の申込みにより最長12月まで掲載することができる。

（広告掲載希望者の募集方法）

**第3条** 要綱第7条に規定する募集は、原則として広報、市ホームページ及びこまえ子育てねっとに掲載する方法により行う。

（広告掲載の申込み）

**第4条** 要綱第8条の規定による申込みは、狛江市子育てポータルサイトバナー広告掲載申込書（第1号様式）により、広告原稿を添付して市長に申し込むものとする。

2 子ども若者政策課長は、必要に応じて、前項の申込みの際に業務内容等が分かる書類（登記簿謄本の写し、納税証明書等をいう。）の提示又は提出を求めることができるものとする。

（審査依頼）

**第5条** 子ども若者政策課長は、前条第1項の申込みが要綱第9条第1項ただし書に該当する場合は、意見を添えて広告掲載審査依頼書（第2号様式）を狛江市行財政改革推進委員会委員長に提出し、その審査に諮るものとする。

（審査完了の通知）

**第6条** 狛江市行財政改革推進委員会委員長は、前条の依頼に基づく広告掲載の審査を終えたときは、子ども若者政策課長へ広告掲載審査完了通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

（広告掲載の決定通知）

**第7条** 要綱第9条第2項の規定による決定の通知は、広告掲載決定通知書（第4号様式）又は広告非掲載決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（広告掲載の取消し）

**第8条** 要綱第12条の規定による取消しをしたときは、広告掲載取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

**第9条** 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに市所定の納入通知書により、広告掲載料を全額前納しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

**第10条** 広告原稿は、広告主の負担で作成し、市が指定する方法及び期日までに提出するものとする。

（広告の掲載に伴う責任等）

**第11条** 広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（広告掲載期間の延長）

**第12条** 広告掲載期間内に、市の都合でこまえ子育てねっとを閉鎖した場合、その閉鎖時間に応じて、次に掲げるとおり掲載期間を延長する。ただし、定期的なメンテナンスは除く。

- (1) 閉鎖した時間が6時間以上24時間以内の場合 1日延長
- (2) 閉鎖した時間が24時間を超える場合 閉鎖日数に1日を加えた日数  
(庶務)

**第13条** バナー広告の掲載に関する事務は、子ども家庭部子ども若者政策課が担当する。  
(委任)

**第14条** この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**付 則**

この基準は、市長決裁の日から施行する。

**付 則** (令和2年3月31日市長決裁)

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

**付 則** (令和3年5月17日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。

**付 則** (令和6年3月26日市長決裁)

この基準は、令和6年4月1日から施行する。